

大阪市ヘイトスピーチ審査会の運営等に関する規程（案）

大阪市ヘイトスピーチ審査会会長決定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、大阪市ヘイトスピーチ審査会規則（平成 28 年大阪市規則第 123 号）第 16 条の規定に基づき、大阪市ヘイトスピーチ審査会（以下「審査会」という。）の運営及び調査審議の手續について必要な事項を定めるものとする。

（出頭できる人数）

第 2 条 次に掲げる場合において審査会に出頭し陳述することができる者（第 2 号の場合にあつては、補佐人を含む。）は、1 件につき 4 人以内とする。

- (1) 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（平成 28 年大阪市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定による調査として陳述させるとき
- (2) 条例第 9 条第 3 項の規定により意見を述べさせるとき

（会議要旨）

第 3 条 審査会の議事録については、条例第 9 条第 6 項の規定により調査審議の手續が公開で行われる場合を除き、委員の発言内容を逐一記録した会議録は作成せず、会議要旨をもってこれに代える。

- 2 前項の会議要旨は、次回に開催される審査会で承認して確定させる。ただし、次回の開催予定がない場合には、持回り等により確定させる。
- 3 第 1 項に定めるもののほか、審査会における調査審議の手續の透明性を確保するため、会議要旨を基に情報の適切な取扱に留意した上で会長の承認を得て作成した議事要旨を大阪市ホームページで公表する。

（傍聴の要領）

第 4 条 審査会が公開して行われる場合における会議の傍聴者が遵守すべき事項等については、別に定める。

（委任）

第 5 条 この規程に定めのない事項については、その都度会長が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 25 日から施行する。